

## 指定介護保険サービス 管理・運営規程

### （設置・名称）

第1条 公益財団法人豊郷病院は、介護保険法に基づく訪問看護ステーションを彦根市後三条町520-1に設置・運営し、名称を「公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウひこね」（以下「訪問看護ステーション」という）と称する。

### （目的）

第2条 この訪問看護ステーションは、病気・けが等によって、家庭で寝たきりまたは寝たきりに準ずる状態であって、かかりつけの医師（主治医）が訪問看護の必要を認めた人に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供する。この事業は、介護保険法に基づき訪問看護の提供を受ける者（以下「利用者」という）の心身の状態を踏まえ、利用者の意志を尊重し、生活の質の確保を重視して健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

### （方針）

第3条 訪問看護ステーションの運営方針は、次のとおりとする。

- （1） 訪問看護事業は、開設事業者の病院からは独立したものとして位置づけ、人事・財務・物品管理等に関する事柄は、管理者の責任において実施する。
- （2） 介護保険訪問看護事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- （3） 緊急の事態にも柔軟に対応できる準備体制を維持する。
- （4） 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）を遵守する。

### （従業者・員数）

第4条 訪問看護ステーションの看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）の員数並びに職務内容は次のとおりとする。

#### （1）管理者1名

管理者は、訪問看護ステーションの職員の管理及び事務の管理を一元的に行う。

#### （2）イ. 保健師・看護師・准看護師の資格を有する者で2.5人以上（常勤換算）

ロ. 理学療法士・作業療法士は、訪問看護ステーションの実情に応じた適当数訪問看護計画に基づいて訪問看護サービスを提供する。

- (3) 人員は訪問看護ステーションの職務に専従することが出来る者をもって充てなければならない。ただし訪問従事者その他のサービスの提供に支障がない場合には、その限りではない。

(管理者の任命と責務)

第5条 訪問看護ステーションの管理者の任命と責務は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、専従する常勤の保健師または看護師のなかから訪問看護ステーション管理者1名を任命する。
- (2) 管理者は、訪問看護を行うために必要な専門的知識及び技能を有する者でなければならない。
- (3) 管理者は、訪問看護ステーションの従業者を管理・指導し、適切な訪問看護が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、公益財団法人豊郷病院職員就業規則に準じて次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日（午前中）までとする。ただし、国民の祝日、1月1日・2日・3日、12月29日・30日・31日、を除く。
- (2) 営業時間は、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後4時50分まで、土曜日は、午前8時30分から午後0時40分までとする。  
ただし、24時間対応体制によりその限りではない。

(訪問看護の提供)

第7条 訪問看護サービスの提供は次のとおりとする。

- (1) 利用者が、かかりつけの医師（主治医）に申し込み、医師の診察に基づき訪問看護ステーションに交付した様式1「訪問看護指示書」（以下、「指示書」という。）により、看護師が利用者を訪問して、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに申し込みがあり、「指示書」がない場合は、かかりつけの医師（主治医）に「指示書」の交付を求めるように助言する。
- (3) 利用者にかかりつけ医師（主治医）がいない場合には、医師を決めて申し込むことを助言するか、訪問看護ステーションから医師会または市町村の保健・福祉担当者に調整を求めて対応する。
- (4) 居宅介護支援事業所における担当ケアマネージャーおよび介護保険サービス事業所などと連携を図る。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察

- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症の看護や精神・心理的看護
- (7) 療養生活や介護方法の助言
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による看護処置

(緊急時の対応)

第9条 利用者に緊急事態が生じた時は、次の対応をする。

- (1) 利用者に緊急事態が生じて、かかりつけの医師（主治医）より対応を求められたときは、原則として主治医存在のもとでのみ訪問看護を開始する。
- (2) 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。なお、医師への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じ、そのことを速やかに医師や管理者に報告をしなければならない。

(訪問看護の利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合、厚生労働省が定める基準によるものとし、訪問看護が法定代理受領サービスである時には、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。その他の利用料として在宅での死後の処置料15,000円（消費税別）を実費負担とする。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常の事業実施地域としては、彦根市（厚生労働大臣が定める中山間地域を除く）とする。

(設備・備品)

第12条 訪問看護ステーションは、当該訪問看護ステーションの運営に必要な面積を有する事務室を設け、訪問看護の提供に必要な設備・備品等を備え、また管理者は設備・備品等の衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第13条 訪問看護ステーションは、設備・備品・職員・会計及び利用者に対する訪問看護、その他のサービスの提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(会計の区分)

第14条 訪問看護ステーションは、事業の会計・経理と病院、老人保健施設の経理とはそれぞれ別個の会計・経理で処理しなければならない。

(事業報告)

第15条 訪問看護ステーションは、その管理する訪問看護ステーションに関して訪問看護の報告書を主治医に提出しなければならない。

(苦情処理)

第16条 利用者およびその家族から苦情が生じた時は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、提供されたサービス内容に苦情がある場合には、訪問看護事業者、看護師に対していつでも苦情を申し立てできる。
- (2) 訪問看護ステーションは、苦情対応の窓口責任及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- (3) 訪問看護ステーションは、利用者が苦情申し立て等を行った事を理由として、利用者に不利益な取り扱いをすることはない。

(事故発生時の対応)

第17条 訪問看護の提供により事故発生した時は、次のとおりとする。

- (1) 直ちに訪問看護ステーションの管理者・当該利用者の家族・母体である豊郷病院・当該利用者の市町村・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人権擁護・虐待防止)

第18条 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(非常災害発生時の他施設との連携・協力)

第19条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他)

第20条 その他の運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護ステーションの管理者は、社会的使命を十分認識し職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
- (2) 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または、その家族等の秘密を洩らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じなければならない。
- (3) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件下で個人情報を利用できるものとする。

- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、公益財団法人豊郷病院が定めるものとする。

附 則

|                   |        |           |
|-------------------|--------|-----------|
| この規程は2005年（平成17年） | 12月    | 1日から施行する。 |
| この規程は2006年（平成18年） | 4月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2007年（平成19年） | 4月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2008年（平成20年） | 2月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2009年（平成21年） | 4月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2011年（平成23年） | 7月20日  | から施行する。   |
| この規程は2012年（平成24年） | 4月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2013年（平成25年） | 1月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2014年（平成26年） | 2月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2015年（平成27年） | 8月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2016年（平成28年） | 11月16日 | から施行する。   |
| この規程は2018年（平成30年） | 8月     | 1日から施行する。 |
| この規程は2019年（令和1年）  | 8月     | 1日から施行する。 |
| この規定は2023年（令和5年）  | 11月    | 1日から施行する。 |
| この規定は2024年（令和6年）  | 6月     | 1日から施行する。 |